

物流拠点の今後のあり方に関する検討会 報告書骨子(案) 「4. 今後の方向性(案)」

物流・自動車局
2025年1月29日

4. 今後の方向性(案)

➤ 以上の課題と支援策の現状を踏まえ、以下の3点について、今後検討を進めるべきではないか。

(1) 物流拠点の整備に係る国の方針策定

物流拠点の社会的重要性が増していることを踏まえ、物流拠点の機能、立地や整備に際して配慮すべき事項等について、**国が一定の方針を示すべき**ではないか。

(2) 基幹物流拠点の整備に係る関与・支援

ダブル連結トラック・自動運転トラック等を活用した幹線輸送の拡大、地域配送との接続や運転手の交代等の拠点として、以下の要件（①～⑥）を備えた**基幹物流拠点の整備**が適切に進むよう、**国が一定の関与・支援を行うべき**ではないか。

①トラック輸送の変容への対応

- ・トラックドライバーの拘束時間の規制による輸送距離・ルートの変容等を背景として、幹線輸送と地域配送の円滑な接続を行うための物流拠点の整備が進展するのではないか。
- ・首都圏～近畿圏等の長距離都市間輸送の中間点となる地域に中継輸送のニーズが一層高まるのではないか。
- ・十分な駐車スペース、ドライバー労働環境改善のための機能（休憩・睡眠施設、コンビニ等）、屋根付きの広い荷捌きスペースが必要ではないか。

②物資の流通への対応

- ・物資の流通経路に応じて、物流拠点の集約・合理化の受け皿となる施設が必要ではないか。
- ・多くの貨物の集荷を可能とするため、基幹物流拠点は倉庫の集積地に近接することも必要ではないか（施設の複合化が必要ではないか）。
- ・中継輸送の拠点となるためには、一定の積替え荷物が必要。積み荷に関するマッチングシステム等の環境整備も併せて必要ではないか。



4. 今後の方向性(案)



③地域における産業政策・地域活性化政策への対応

- ・国の方針を踏まえて地方自治体が地域の産業政策・賑わい創出等の地域活性化のために物流拠点を積極的に活用しようとする際に、物流拠点の整備に係る計画等に物流事業者等と共同で関与できる仕組みが必要ではないか。
- ・地方自治体が関与することで、当該自治体の開発許可手続きの円滑な運用等に繋がられないか。
- ・半導体等の地域における新産業創出による需要への対応が必要ではないか。

④交通のアクセス性

- ・ICに直結していること又は近接等、円滑に高速道路にアクセスできることが必要ではないか。
- ・貨物駅との結節・中継機能の拡充が重要。貨物駅構内の物流倉庫の整備、積み替えステーション整備、パレットデポの整備等が必要ではないか。

⑤DX・GXへの対応

- ・今後普及が見込まれるダブル連結トラックや自動運転トラック等について、その標準的な規格・形態等と整合しつつ対応する必要があるのではないか。
- ・ダブル連結トラックや自動運転トラック等の乗入れを容易にする、既存インフラに接続する進入路等の付加設備への投資を促す等により、新技術の実装を牽引する役割を担うべきではないか。
- ・水素や再生可能エネルギー等を活用するための充填・充電設備の設置等、物流の脱炭素化を促すような役割を担うべきではないか。

⑥不特定多数の者への開放、防災機能等

- ・中小の物流事業者も含め、輸送を担う者に開放された施設であるべきではないか。
- ・運営のあり方として、公的主体の関与の下に整備し、民間（第三セクター等）が運営を担う形態を想定することも必要ではないか。
- ・災害時の緊急物資の保管、ライフラインとしての物資の安定供給の拠点としての機能が必要ではないか。

4. 今後の方向性(案)

(3) 公共性の高い物流拠点の整備・再構築に係る支援

保管、荷捌き等を通じて、国民の生活や経済活動に不可欠な物資の調達に関する公共性の高い物流拠点については、その機能や役割に着目し、老朽化した施設の円滑な整備・再構築が促進されるべきではないか。

- ・公共性の高い物流拠点として、例えば以下を対象と考えてはどうか。
 - ① (2) に記載の公共性の要件を満たした基幹物流拠点
 - ② 食料安全保障等の観点を踏まえ、港湾等での通関・検疫等の輸入対応に係る物流拠点
 - ③ 公共トラックターミナル、輸送・運行の核となるトラック施設
 - ④ その他、地方公共団体が関与した物流拠点
- ・対象となる物流拠点については、倉庫業法、自動車ターミナル法等の既存の法令に基づく施設だけでなく、その他の施設についても、国が規模その他の施設の概要を把握する仕組みが必要ではないか。
- ・その際、地域と連携し、更なる集約化、多機能化、協業化等が盛り込まれた物流拠点を整備する場合には、何らかの追加的な優遇措置を設けてはどうか。